第98期

定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成28年６月24日（金曜日）
午前10時

開催場所　名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店　９階ホール
（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください）

株式会社名古屋銀行

証券コード 8522

目 次

第98期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）
事業報告 …… 3
計算書類 …… 23
連結計算書類 …… 26
監査報告書 …… 28

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金処分の件 …… 32
第２号議案　定款一部変更の件 …… 33
第３号議案　株式併合の件 …… 34
第４号議案　取締役14名選任の件 …… 35
第５号議案　監査役３名選任の件 …… 43

株主総会開催場所ご案内略図 …… 46

証券コード8522
平成28年６月７日

株　主　各　位

名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取　中　村　昌　弘

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

本年４月の熊本地震により被災された皆さまに、謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。

さて、当行第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに、到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市中区錦三丁目19番17号
当行本店　９階ホール

３．目的事項

報告事項
１．第98期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第98期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　株式併合の件
第４号議案　取締役14名選任の件
第５号議案　監査役３名選任の件

４．議決権行使等についてのご案内

⑴　当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイト（アドレス　http://www.meigin.com/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①株主資本等変動計算書　②計算書類の個別注記表　③連結株主資本等変動計算書
④連結計算書類の連結注記表
従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

⑵　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス　http://www.meigin.com/）に掲載させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

第98期事業報告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、新興国などの景気減速や原油価格の下落を要因とした不安定な世界経済の影響を受け、景気回復の持続力に陰りが見え始めております。今後の経済動向においても、昨年末以降の円高進行や、国内の個人消費に力強さが欠けていることなどから、予断を許さない状況になっていると思われます。

一方、当地域に目を向けますと、企業の景況感は幾分慎重化しているものの、企業収益は改善傾向が続いており、製造業では維持・更新投資や新商品・省力化対応投資を積極化しております。また、雇用や所得環境が改善に向かっており、個人消費も持ち直していることなどから、他の国内地域と比べて底堅く推移しております。

事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当行では第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足のあふれる銀行へ～』の中間年度において、「ＢＰＲ（Business Process Re-engineering）を通じた全員営業体制」「金融サービス機能の強化」「営業力・コンサルティング力の強化」を３つの柱として具体的な戦略を進めてまいりました。

その結果、預金は対前期末比532億32百万円増加し、期末残高は３兆1,497億円となりました。一方、貸出金は対前期末比997億17百万円増加し、期末残高は２兆2,409億円となりました。

収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金運用収益が減少したこと等を要因として、経常利益は101億６百万円、当期純利益は66億94百万円を計上いたしました。

また、自己資本比率につきましては、12.36％（国際統一基準）となりました。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く地元愛知県の金融環境は、好調な愛知県経済を背景に近隣地銀の愛知県進出に伴う競争激化に加えマイナス金利政策に伴う金利低下が加わり、他地域と比しても非常に競争環境の激しい地区となっております。また、銀行に対するお客さまのニーズは変化しており、利用形態や決済方法の多様化等に合わせ、機能面の充実を一層図っていく必要性が生じております。

こうした状況の中で、当行は、他行との競争に打ち勝ち、お客さまに選ばれる銀行を目指して、新しい金融サービスの提供に取組んでおります。

具体的な取組みといたしましては、まず、昨年７月に相続全般の相談及び事務手続、生前贈与の相談等、相続に特化しました相続相談プラザをオープンいたしました。高齢化社会の急速な進展を背景に、相続に対するお客さまの多様化するニーズの高まりに応えてまいります。

次に、昨年12月より新ＩＣキャッシュカード発行サービスの取扱いを開始いたしました。34種類のカードデザインからお好みの絵柄を選んでいただき、ＩＣキャッシュカードをその場で即時発行するサービスは、全国の金融機関でも初の取組みであり、またオリジナルＩＣキャッシュカードも、「自分だけ」の貴重なカードを作成できる事から大変好評で、導入の趣旨である新規口座開設に大きく寄与しております。

また、本年３月に大名古屋ビルヂング16階に情報発信拠点「ハートフルプラザ」を開設いたしました。このプラザは資産運用や住宅ローンなどのコンサルティングを主な業務とし、合わせてセミナーを開催するなどの情報発信を行い、名古屋銀行ブランドの浸透を図ってまいります。

当行は法人のお客さま向けの成長戦略・海外進出戦略へのサポートにも力を入れており、昨年９月に開催した次世代自動車製造技術革新セミナーを始めとした各種成長分野向けセミナーや補助金セミナーの開催、また昨年６月に開催したインドネシアセミナーを始めとした海外進出セミナー等お客さまのニーズに合わせたセミナーの開催にも力を注いでおります。

さらに、当行が今後もお客さまの高度化・多様化するニーズにお応えしていくためには、女性行員のさらなる活躍が必要と考えており、昨年８月に「ダイバーシティ推進室」を組織化するとともに、女性活躍推進プロジェクトチーム（愛称：チームひまわり）を組成いたしました。女性行員の視点を活かした施策、働きやすい制度の拡充などに取組み、女性が能力を最大限発揮できる組織の構築に努めてまいります。

第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足のあふれる銀行へ～』の最終年度を迎え、当行はお客さまのニーズを的確に捉え、現場発の行動ができる、柔軟で強い組織に銀行全体が生まれ変わりつつあります。今後も「愛知県トップ地銀」としての確固たる地位を築いていくとともに、地域で最も輝く銀行、満足のあふれる銀行を目指してまいります。

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを愚直に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの遵守はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚し、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位　億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	29,149	29,548	30,964	31,497
定期性預金	12,405	12,479	12,775	12,666
その他	16,744	17,068	18,188	18,830
貸出金	20,739	21,100	21,412	22,409
個人向け	5,556	5,724	5,798	6,154
中小企業向け	12,082	12,019	12,201	12,488
その他	3,101	3,357	3,412	3,766
商品有価証券	1	0	0	0
有価証券	9,100	9,504	9,983	9,717
国債	3,451	3,270	2,602	1,923
その他	5,648	6,234	7,380	7,793
総資産	32,084	32,656	34,687	35,163
内国為替取扱高	138,258	138,585	143,407	143,533
外国為替取扱高	百万ドル 1,527	百万ドル 1,465	百万ドル 1,499	百万ドル 1,496
経常利益	百万円 7,090	百万円 8,966	百万円 10,193	百万円 10,106
当期純利益	百万円 5,719	百万円 5,014	百万円 6,218	百万円 6,694
１株当たりの当期純利益	円　銭 27.94	円　銭 24.50	円　銭 30.44	円　銭 33.96

（注）１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　２．１株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,928人	1,955人
平均年齢	40年 5月	40年 2月
平均勤続年数	17年 5月	17年 3月
平均給与月額	442千円	449千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
愛知県	106	(1)	106	(1)
岐阜県	2	(0)	2	(0)
静岡県	2	(0)	2	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
国内計	112	(1)	112	(1)
アジア	1	(0)	1	(0)
海外計	1	(0)	1	(0)
合計	113	(1)	113	(1)

(注) 1．愛知県の営業所数にはエイティエム支店（１か店）、インターネット支店（１か店）を含んでおります。
2．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	1か所	1か所
店舗外現金自動設備	92か所	91か所

ロ　当年度新設営業所
該当事項はございません。
(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
(新設２か所)
半田支店　イオンモール常滑出張所　(常滑市)
名古屋駅前支店　大名古屋ビルヂング出張所　(名古屋市)
(廃止１か所)
野並支店　野並西出張所　(名古屋市)

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ　設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	2,863

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位　百万円）

内容	金額
店舗新築・増改築等	1,711
ソフトウェア	264
事務機械	887

（注）１．以下の店舗を新築建替えしております。

支店名	住所	新築建替えオープン日
木場支店	名古屋市港区木場町８番地の51 （住所の変更はありません。）	平成28年３月

２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況
該当事項はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
名古屋ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	昭和59年6月12日	10	100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中区	総合ファイナンスリース業	昭和49年7月2日	60	74.32	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	昭和57年7月1日	50	52.45	—
株式会社名古屋エム・シーカード	名古屋市千種区	クレジットカード業 保証業務	平成元年6月28日	30	33.00	—

（注）1．議決権比率は、会社法第308条に基づき算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．当行に連結される会社は上記の４社であり、当期の連結経常収益は638億45百万円、連結経常利益は115億25百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は69億71百万円となりました。
3．当行は、平成28年１月１日に子会社の名銀不動産調査株式会社を、吸収合併（簡易・略式合併）しております。

重要な業務提携の概況
1．当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
3．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
4．第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
5．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6．イーネット、セブン銀行及びローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社役員（取締役、監査役）に関する事項

⑴ 会社役員の状況

平成28年３月31日現在

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤千麿	取締役会長 （代表取締役）		
中村昌弘	取締役頭取 （代表取締役） 内部監査部担当		
藤原一朗	取締役副頭取 （代表取締役） 経営企画部 東京事務所担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役を兼務	
山本恭久	専務取締役 （代表取締役） 融資部 市場営業部担当	株式会社名古屋リース、 株式会社名古屋カード、 株式会社名古屋エム・シーカード 上記子法人等の取締役を兼務	
中村哲人	常務取締役 事務システム部 内部統制部担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長を兼務	
横田真一	常務取締役 営業本部長		
古本恭久	取締役 豊田エリア長 兼豊田営業部長		

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	そ　の　他
石　井　秀　晴	取締役 営業企画部長 兼営業本部　事務局		
倉　地　孝　治	取締役 法人営業部長		
鵜　飼　昌　吾	取締役 融資部長		
伊豫田　　至	取締役 経営企画部長		
杉　田　尚　人	取締役 市場営業部長		
浅　見　春　次	取締役 本店営業部長		
佐　伯　外　司	取締役 （社外取締役）	小島プレス工業株式会社　相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会　参与 中部経済同友会　監事 豊田商工会議所　顧問 一般社団法人中部経済連合会　常任政策議員 愛知県経営者協会　副会長	
小　栗　章　雄	常勤監査役	株式会社名古屋リース、 株式会社名古屋カード 上記子法人等の監査役を兼務	
青　山　英　次	監査役 （社外監査役）		
浅　野　晴　彦	監査役 （社外監査役）	株式会社中部プラントサービス　相談役	
後　藤　年　良	監査役		

（注）当行は、社外取締役の佐伯外司氏及び社外監査役の浅野晴彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した役員

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小坂井　千　春	平成27年６月26日	辞　　任	常　務　取　締　役
竹　内　　正	平成27年６月26日	任　期　満　了	社　外　監　査　役
杉　浦　雅　樹	平成27年12月９日	逝　　去	社　外　監　査　役 尾張旭市監査委員、一般財団法人名古屋高速道路協会理事、株式会社安藤・間名古屋支店顧問

(3) 会社役員に対する報酬等

（単位　百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	15名	249 (80)
監　査　役	6名	31 (0)
合　　計	21名	280 (80)

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記には、平成27年６月26日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役１名及び任期満了により退任した監査役１名、平成27年12月９日をもって逝去により退任した監査役１名を含んでおります。
３．使用人兼務取締役の使用人分（７名）の報酬等の額は104百万円（31百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
４．「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
５．「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額39百万円（取締役13名に対し39百万円）、ストックオプションの報酬額40百万円（取締役13名に対し40百万円）が含まれております。
６．取締役の報酬等の限度額は、平成18年６月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、平成26年６月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は209百万円となります。
７．監査役の報酬等の限度額は、平成26年６月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は31百万円となります。

(4) 責任限定契約

氏名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	佐伯外司	社外取締役として、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外監査役	青山英次	社外監査役として、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外監査役	浅野晴彦	
社外監査役	杉浦雅樹	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名		兼　職　そ　の　他　の　状　況
社外取締役	佐　伯　外　司	小島プレス工業株式会社　相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会　参与 中部経済同友会　監事 豊田商工会議所　顧問 一般社団法人中部経済連合会　常任政策議員 愛知県経営者協会　副会長
社外監査役	青　山　英　次	
社外監査役	浅　野　晴　彦	株式会社中部プラントサービス　相談役
社外監査役	杉　浦　雅　樹	尾張旭市　監査委員 一般財団法人名古屋高速道路協会　理事 株式会社安藤・間名古屋支店　顧問

（注）社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、小島プレス工業株式会社と当行との間には、融資等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名		在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役	佐伯外司	3年	取締役会18回開催 内18回出席	経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	青山英次	8年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会16回開催 内16回出席	経営全般に関する客観的かつ公正な監査意見、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	浅野晴彦	1年	平成27年6月就任以降 取締役会13回開催 内13回出席 監査役会11回開催 内11回出席	経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	杉浦雅樹	平成27年12月9日に逝去いたしました。在任中は、経営全般に関する客観的かつ公正な監査意見、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。		

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位　百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5名	15

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数　　500,000千株
発行済株式の総数　　205,054千株
（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　9,096名

(3) 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三井住友銀行	10,330	5.24
株式会社みずほ銀行	8,432	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,948	4.03
日本生命保険相互会社	7,264	3.68
名銀みのり会	7,262	3.68
明治安田生命保険相互会社	7,261	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	5,844	2.96
住友生命保険相互会社	5,163	2.61
三井住友海上火災保険株式会社	4,097	2.07
株式会社十六銀行	4,074	2.06

（注）1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当行は、自己株式を7,974千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．持株比率は、自己株式（7,974千株）を控除した発行済株式の総数（197,080千株）により算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行　第１回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年８月13日 ③新株予約権の数 1,023個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　　102,300株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年８月14日から平成76年８月13日 ⑥権利行使価額 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	12名
	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行　第２回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年８月13日 ③新株予約権の数 887個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　　88,700株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年８月14日から平成77年８月13日 ⑥権利行使価額 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	13名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はございません。

⑶ その他新株予約権等の状況

2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成27年３月26日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成27年３月10日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式　26,809,651株
１株当たりの転換価額	3.73米ドル
行使期間	平成27年４月９日～平成32年３月12日
新株予約権付社債の残高	１億米ドル

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位　百万円）

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員　福井　淳 指定有限責任社員　池ヶ谷　正	58	非監査業務 米国外国口座税務コンプライアンス法への対応支援等業務

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．会計監査人に当行及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人　64百万円
３．当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
４．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

８．業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において決議しております。

＜内部統制システムの基本方針＞

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。

②コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。

③法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。
また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。

②管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月１回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

(5) 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等

①名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。

②名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。

③内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

①監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役の職務の補助にあたる。

②専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。

③専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。

(7) 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

①名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

②常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

①代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。

②監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。

②『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行では、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われていることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会６回を開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を48回開催したほか、コンプライアンス委員会を12回開催しました。

⑵　リスク管理体制

年度毎のリスク管理計画を取締役会で定め、半期ごとにモニタリングし、その結果を半期ごとに取締役会に報告（２回）しました。またＡＬＭ委員会（12回）、オペレーショナルリスク管理委員会（12回）を開催し、取締役会に報告（12回）しました。

⑶　コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンスプログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリング（２回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力との取引遮断などについてコンプライアンス委員会で毎月審議を行い、取締役会に報告（12回）しました。

⑷　当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（４回）しました。また社長連絡会（２回）、業務連絡会（２回）、連結子会社コンプライアンス担当者会議（２回）、連結子会社反社連絡会議（２回）、連結子会社監査役連絡会（２回）を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しました。

⑸　監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努めています。また、会計監査人との意見交換会（13回、うち２回は常勤監査役・会計監査人・内部監査部の３者での意見交換を実施）を行い、内部監査部（12回）、内部統制部（12回）との連絡会も行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

12. その他

該当事項はございません。

第98期末貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**242,619**
現金	34,520
預け金	208,099
コールローン	**2,871**
有価証券	**971,702**
国債	192,398
地方債	110,278
社債	425,427
株式	117,224
その他の証券	126,374
貸出金	**2,240,959**
割引手形	40,503
手形貸付	122,637
証書貸付	1,812,421
当座貸越	265,396
外国為替	**2,845**
外国他店預け	1,843
買入外国為替	804
取立外国為替	197
その他資産	**6,191**
前払費用	4
未収収益	2,381
金融派生商品	1,682
その他の資産	2,122
有形固定資産	**35,543**
建物	9,060
土地	23,135
リース資産	220
建設仮勘定	217
その他の有形固定資産	2,909
無形固定資産	**1,793**
ソフトウェア	1,613
ソフトウェア仮勘定	120
その他の無形固定資産	58
前払年金費用	**13,434**
支払承諾見返	**10,030**
貸倒引当金	**△ 11,639**
資産の部合計	**3,516,352**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**3,149,706**
当座預金	242,146
普通預金	1,550,093
貯蓄預金	32,242
通知預金	10,960
定期預金	1,263,039
定期積金	3,659
その他の預金	47,564
譲渡性預金	**56,763**
コールマネー	**10,141**
債券貸借取引受入担保金	**18,488**
借用金	**4,604**
借入金	4,604
外国為替	**44**
売渡外国為替	39
未払外国為替	5
新株予約権付社債	**11,268**
その他負債	**8,153**
未払法人税等	333
未払費用	2,814
前受収益	1,171
給付補填備金	1
金融派生商品	873
リース債務	260
資産除去債務	34
その他の負債	2,663
賞与引当金	**1,045**
役員賞与引当金	**39**
退職給付引当金	**4,264**
睡眠預金払戻損失引当金	**369**
偶発損失引当金	**1,834**
繰延税金負債	**16,725**
再評価に係る繰延税金負債	**3,223**
支払承諾	**10,030**
負債の部合計	**3,296,702**
（純資産の部）	
資本金	**25,090**
資本剰余金	**18,645**
資本準備金	18,645
利益剰余金	**122,425**
利益準備金	8,029
その他利益剰余金	114,395
買換資産圧縮積立金	164
別途積立金	57,720
繰越利益剰余金	56,511
自己株式	**△ 3,592**
株主資本合計	**162,569**
その他有価証券評価差額金	**52,603**
繰延ヘッジ損益	**0**
土地再評価差額金	**4,400**
評価・換算差額等合計	**57,004**
新株予約権	**76**
純資産の部合計	**219,649**
負債及び純資産の部合計	**3,516,352**

第98期損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**48,038**
資金運用収益	**34,814**	
貸出金利息	25,174	
有価証券利息配当金	9,254	
コールローン利息	108	
預け金利息	248	
その他の受入利息	29	
役務取引等収益	**8,064**	
受入為替手数料	2,878	
その他の役務収益	5,185	
その他業務収益	**1,119**	
外国為替売買益	360	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	759	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**4,039**	
貸倒引当金戻入益	2,167	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	677	
その他の経常収益	1,192	
経常費用		**37,931**
資金調達費用	**2,450**	
預金利息	1,692	
譲渡性預金利息	90	
コールマネー利息	73	
債券貸借取引支払利息	67	
借用金利息	18	
その他の支払利息	508	

（単位：百万円）

科目	金額	
役務取引等費用	**2,875**	
支払為替手数料	677	
その他の役務費用	2,198	
その他業務費用	**328**	
国債等債券売却損	212	
国債等債券償還損	3	
国債等債券償却	2	
金融派生商品費用	109	
その他の業務費用	1	
営業経費	**30,645**	
その他経常費用	**1,632**	
貸出金償却	4	
株式等売却損	53	
株式等償却	4	
その他の経常費用	1,570	
経常利益		**10,106**
特別利益		**327**
固定資産処分益	15	
抱合せ株式消滅差益	311	
特別損失		**269**
固定資産処分損	18	
減損損失	250	
税引前当期純利益		**10,164**
法人税、住民税及び事業税	**1,293**	
法人税等調整額	**2,175**	
法人税等合計		**3,469**
当期純利益		**6,694**

第98期末連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	242,670	預金	3,142,939
コールローン及び買入手形	2,871	譲渡性預金	56,763
有価証券	969,731	コールマネー及び売渡手形	10,141
貸出金	2,241,953	債券貸借取引受入担保金	18,488
外国為替	2,845	借用金	26,526
リース債権及びリース投資資産	26,444	外国為替	44
その他資産	16,827	新株予約権付社債	11,268
有形固定資産	36,235	その他負債	19,826
建物	9,072	賞与引当金	1,100
土地	23,242	役員賞与引当金	51
建設仮勘定	247	退職給付に係る負債	4,937
その他の有形固定資産	3,673	役員退職慰労引当金	23
無形固定資産	2,022	睡眠預金払戻損失引当金	369
ソフトウェア	1,618	偶発損失引当金	1,834
ソフトウェア仮勘定	339	利息返還損失引当金	199
その他の無形固定資産	64	繰延税金負債	16,908
退職給付に係る資産	14,618	再評価に係る繰延税金負債	3,223
繰延税金資産	811	支払承諾	10,230
支払承諾見返	10,230	負債の部合計	3,324,877
貸倒引当金	△ 12,951	（純資産の部）	
資産の部合計	3,554,311	資本金	25,090
		資本剰余金	18,810
		利益剰余金	127,458
		自己株式	△ 3,592
		株主資本合計	167,766
		その他有価証券評価差額金	52,614
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	4,400
		退職給付に係る調整累計額	415
		その他の包括利益累計額合計	57,430
		新株予約権	76
		非支配株主持分	4,161
		純資産の部合計	229,434
		負債及び純資産の部合計	3,554,311

第98期連結損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		63,845
資金運用収益	34,886	
貸出金利息	25,237	
有価証券利息配当金	9,263	
コールローン利息及び買入手形利息	108	
預け金利息	248	
その他の受入利息	29	
役務取引等収益	8,015	
その他業務収益	16,850	
その他経常収益	4,093	
貸倒引当金戻入益	2,241	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	1,851	
経常費用		52,320
資金調達費用	2,539	
預金利息	1,692	
譲渡性預金利息	90	
コールマネー利息及び売渡手形利息	73	
債券貸借取引支払利息	67	
借用金利息	131	
その他の支払利息	484	
役務取引等費用	2,486	
その他業務費用	12,895	
営業経費	32,653	
その他経常費用	1,745	
その他の経常費用	1,745	
経常利益		11,525
特別利益		16
固定資産処分益	16	
特別損失		269
固定資産処分損	18	
減損損失	250	
税金等調整前当期純利益		11,272
法人税、住民税及び事業税	1,668	
法人税等調整額	2,316	
法人税等合計		3,984
当期純利益		7,287
非支配株主に帰属する当期純利益		316
親会社株主に帰属する当期純利益		6,971

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 淳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社名古屋銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福井　淳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池ヶ谷　正　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社名古屋銀行　監査役会

常勤監査役　小　栗　章　雄　㊞
監　査　役　青　山　英　次　㊞
監　査　役　浅　野　晴　彦　㊞
監　査　役　後　藤　年　良　㊞

（注１）監査役青山英次及び監査役浅野晴彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
（注２）社外監査役杉浦雅樹は平成27年12月９日に逝去のため、本監査報告書に署名押印をいたしておりません。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第98期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当行普通株式１株につき金３円50銭といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当金総額は、689,781,666円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当行定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条（社外取締役の責任免除）及び第37条（社外監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条及び第37条の規定を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第27条（社外取締役の責任免除）当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第27条（取締役の責任免除）当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第37条（社外監査役の責任免除）当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第37条（監査役の責任免除）当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　株式併合の件

１．提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成28年５月11日開催の取締役会の決議をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準とするため、株式の併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の５億株を５千万株に変更いたしたいと存じます。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、平成28年10月１日をもって、その効力が発生することとしております。

２．株式併合の内容

①　併合の割合

当行普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたしたいと存じます。

②　株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月１日

③　効力発生日における発行可能株式総数

50,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

④　その他

端数株式の処分方法など、その他必要事項に関しましては、当行取締役会にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、平成28年10月１日をもって、当行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５条（発行可能株式総数）　当銀行の発行可能株式総数は、５億株とする。	第５条（発行可能株式総数）　当銀行の発行可能株式総数は、５千万株とする。
第７条（単元株式数）　当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	第７条（単元株式数）　当銀行の単元株式数は、100株とする。

第４号議案　取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（14名）は任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	加藤（かとう）千麿（かずまろ） （昭和13年１月１日生）	昭和43年５月　当行入行 昭和49年５月　同　取締役東京支店長 兼東京事務所長 昭和50年５月　同　常務取締役東京支店長 兼東京事務所長事務取扱 昭和53年６月　同　専務取締役 昭和54年６月　同　取締役副社長 昭和57年６月　同　取締役社長 平成元年２月　取締役頭取に呼称変更 平成18年６月　同　取締役会長 現在に至る	615,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当行の経営を担い、豊富な経験や知見及び実績を有しており、取締役会の議長として意思決定機能や監督機能の実効性強化が今後も期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
2	中村（なかむら）昌弘（まさひろ） （昭和27年２月28日生）	昭和49年４月　当行入行 平成13年６月　同　システム部長 平成15年６月　同　執行役員事務システム部長 平成17年６月　同　取締役事務システム部長 平成19年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　専務取締役 平成23年４月　同　取締役副頭取 平成25年６月　同　取締役頭取 （内部監査部担当） 現在に至る	22,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、事務システム部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、平成25年より取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
3	ふじ　わら　いち　ろう 藤　原　一　朗 （昭和40年１月12日生）	昭和62年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成15年８月　当行入行　融資部次長 平成16年10月　同　第３エリア長 兼名古屋駅前支店長 平成17年６月　同　執行役員第３エリア長 兼名古屋駅前支店長 平成18年６月　同　常務取締役本店営業部長 平成20年６月　同　常務取締役 平成25年６月　同　取締役副頭取 （経営企画部・東京事務所担当） 現在に至る （重要な兼職の状況） 名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役	19,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、平成25年より取締役副頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
4	やま　もと　やす　ひさ 山　本　恭　久 （昭和27年12月９日生）	昭和50年４月　当行入行 平成15年６月　同　総合企画部長 平成16年２月　小島プレス工業株式会社出向 取締役総務統括部長 平成17年６月　当行　取締役総合企画部長 平成20年６月　同　常務取締役本店営業部長 平成21年９月　同　常務取締役 平成23年４月　同　専務取締役 （融資部・市場営業部担当） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社名古屋リース　取締役 株式会社名古屋カード　取締役 株式会社名古屋エム・シーカード　取締役	25,158株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、国際業務部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、平成23年より専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
5	横田 真一（よこた しんいち） （昭和31年１月１日生）	昭和54年４月　当行入行 平成19年11月　同　名古屋西エリア長 兼名古屋駅前支店長 平成21年１月　同　人事部長 平成22年６月　同　執行役員人事部長 平成24年６月　同　取締役上前津エリア長 兼上前津支店長 平成26年６月　同　常務取締役 平成27年４月　同　常務取締役営業本部長 現在に至る	13,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、また、営業本部長の委嘱を踏まえ、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
6	石井 秀晴（いしい ひではる） （昭和30年１月16日生）	昭和52年４月　当行入行 平成19年11月　同　個人営業部長 平成22年６月　同　執行役員個人営業部長 平成23年４月　同　執行役員東京事務所付部長 兼一般社団法人第二地方銀行協会出向 平成25年６月　同　取締役営業統括部長 平成27年４月　同　取締役営業企画部長 兼営業本部事務局 現在に至る	15,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や専門知識を有しており、また、営業企画部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
7	倉地孝治（くらち こうじ） （昭和32年１月７日生）	昭和54年４月　当行入行 平成21年１月　同　尾張東エリア長兼春日井支店長 平成23年４月　同　市場営業部長 平成23年６月　同　執行役員市場営業部長 平成25年６月　同　取締役市場営業部長 平成27年６月　同　取締役法人営業部長 現在に至る	11,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、市場業務部門等に携わる等、豊富な経験や専門知識を有しており、また、法人営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
8	鵜飼昌吾（うかい しょうご） （昭和32年１月30日生）	昭和55年４月　当行入行 平成18年10月　同　東京支店長 平成20年６月　同　総合企画部長 平成23年６月　同　執行役員総合企画部長 平成23年10月　同　執行役員名古屋南エリア長 兼内田橋支店長 平成25年６月　同　取締役港エリア長兼港支店長 平成27年６月　同　取締役融資部長 現在に至る	11,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、営業部門等に携わり、豊富な経験や専門知識を有しており、また、融資部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
9	伊豫田（いよだ）　至（いたる） （昭和32年10月19日生）	昭和56年４月　当行入行 平成15年６月　同　総合企画部次長 平成16年４月　同　豊明支店長 平成18年６月　同　枇杷島通支店長 平成20年６月　同　堀田支店長 平成22年６月　同　本店営業部副部長 平成23年４月　同　名古屋北エリア長 兼藤が丘支店長 平成24年６月　同　執行役員人事部長 平成26年６月　同　取締役人事部長 平成27年４月　同　取締役経営企画部長 現在に至る	11,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、また、経営企画部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
10	杉田（すぎた）　尚人（なおと） （昭和33年１月12日生）	昭和55年４月　当行入行 平成14年10月　同　本店営業部部付部長 平成16年４月　同　三好支店長 平成18年４月　同　融資部主席審査役 平成19年６月　同　融資部副部長 平成20年６月　同　東京支店長 平成22年４月　同　融資部長 平成23年10月　同　総合企画部長 平成24年６月　同　執行役員総合企画部長 平成26年６月　同　取締役総合企画部長 平成27年４月　同　取締役経営企画部長 平成27年６月　同　取締役市場営業部長 現在に至る	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、融資審査部門等に携わる等、豊富な経験や専門知識を有しており、また、市場営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
11	浅見 春次（あさみ しゅんじ） （昭和33年４月17日生）	昭和57年４月　当行入行 平成15年２月　同　梅森支店長 平成16年１月　同　喜多山支店長 平成17年６月　同　小田井支店長 平成19年６月　同　六番町支店長 平成21年10月　同　大阪支店長 平成23年10月　同　融資部長 平成25年６月　同　執行役員融資部長 平成27年６月　同　取締役本店営業部長 現在に至る	15,000株
	【取締役候補者とした理由】 融資審査部門、営業部門等に携わる等、豊富な経験や専門知識を有しており、また、本店営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
12	※ 今岡 潔（いまおか きよし） （昭和32年４月２日生）	昭和56年４月　当行入行 平成15年４月　同　荒子支店長 平成16年10月　同　鳴海支店長 平成18年６月　同　浜松支店長 平成20年１月　同　個人営業部副部長 平成21年２月　同　名古屋北エリア長 兼藤が丘支店長 平成23年４月　同　個人営業部長 平成25年６月　同　執行役員個人営業部長 平成26年６月　同　執行役員上前津エリア長 兼上前津支店長 現在に至る	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長や個人営業部長を歴任し、豊富な営業経験と当行の個人営業戦略方針等を策定・実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験、及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に十分活かしていただけることを期待したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
13	佐伯外司（さえきとし） （昭和12年４月４日生）	昭和35年４月　トヨタ自動車工業株式会社　入社 昭和43年６月　小島プレス工業株式会社　取締役 昭和55年２月　同　常務取締役 昭和58年２月　同　専務取締役 昭和63年２月　同　取締役副社長 昭和63年６月　同　取締役社長 平成18年２月　同　取締役副会長 平成21年３月　同　相談役（現任） 平成25年６月　当行取締役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 小島プレス工業株式会社　相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会　参与 中部経済同友会　監事 豊田商工会議所　顧問 一般社団法人中部経済連合会　常任政策議員 愛知県経営者協会　副会長	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を活かして、引き続き当行の経営に対して適切な助言をいただけることを期待したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
14	※ 松原武久（まつばらたけひさ） （昭和12年１月26日生）	昭和35年４月　名古屋市立守山東中学校教諭 昭和59年４月　同　大森中学校校長 平成５年４月　名古屋市教育委員会教育次長 平成７年４月　名古屋市教育委員会教育長 平成９年４月　名古屋市長 平成21年５月　中京大学客員教授（現任） 平成22年４月　東海学園大学客員教授 平成23年２月　東名古屋カントリークラブ理事長（現任） 平成27年４月　東海学園大学学長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 中京大学客員教授 東名古屋カントリークラブ理事長 東海学園大学学長	－
	【取締役候補者とした理由】 名古屋市教育委員会教育長、名古屋市長、大学教授等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、当行の経営に対して適切な助言をいただけることを期待したためであります。なお、松原氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
３．佐伯外司氏及び松原武久氏は、社外取締役候補者であります。
４．佐伯外司氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、重任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、松原武久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
６．取締役との責任限定契約について
佐伯外司氏は、当行との間で会社法427条第１項及び当行定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、当行と同氏の間で当該契約を継続する予定であります。
また、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と松原武久氏の間で、会社法第427条第１項及び当行定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

第５号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の小栗章雄氏と青山英次氏は退任され、また監査体制の一層の強化を図るため監査役１名の増員をしたく、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	※ 中村哲人（なかむらてつんど） （昭和32年９月11日生）	昭和55年４月　日本銀行入行 平成19年４月　当行入行　内部監査部長 平成19年６月　同　取締役内部監査部長 平成23年４月　同　取締役名古屋西エリア長 兼名古屋駅前支店長 平成25年６月　同　常務取締役コンプライアンス統括部長 平成26年６月　同　常務取締役 （事務システム部、内部統制部担当） 現在に至る （重要な兼職の状況） 名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役社長	11,000株
	【監査役候補者とした理由】 当行の常務取締役として経営の重要事項の決定等に適切な役割を果たした経験や、銀行員として業務の執行や企業の財務・会計の分析に携わった経験、知見、専門知識及び十分な社会的信用を有し、監査役として取締役の業務執行等に対する監査を適切に行っていただけると判断したためであります。		

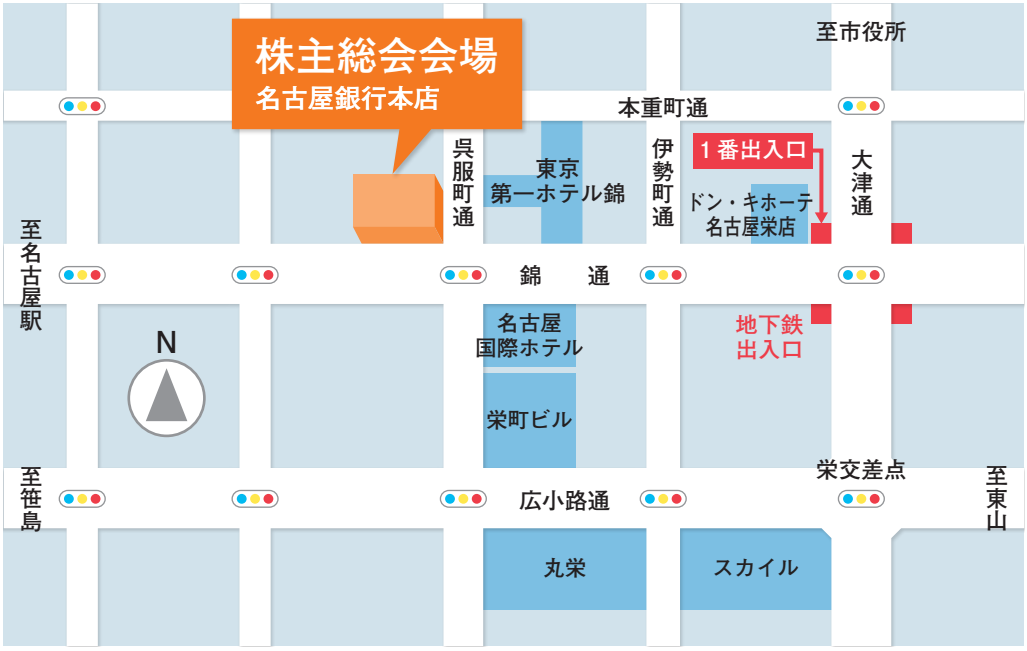
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
2	※ 長谷川（はせがわ）　信義（のぶよし） （昭和17年４月29日生）	昭和40年４月　愛知県庁入庁 平成10年４月　同　国際博推進局長 平成11年４月　同　労働部長 平成12年４月　同　環境部長 平成13年４月　同　公営企業管理者　企業庁長 平成14年４月　愛知県副知事 平成18年６月　愛知県信用保証協会理事長 平成20年１月　名城大学非常勤理事 平成22年７月　愛知環状鉄道株式会社取締役社長 平成24年10月　公益財団法人愛知大学教育研究支援財団非常勤理事（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団非常勤理事	－
	【監査役候補者とした理由】 愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、当行の監査に反映していただくことを期待したためであります。		
3	※ 近藤（こんどう）　堯夫（たかお） （昭和20年12月７日生）	昭和44年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和46年３月　同　卒業 昭和46年４月　弁護士登録、本山亨法律事務所入所 昭和51年５月　近藤堯夫法律事務所開所（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 近藤堯夫法律事務所　弁護士	－
	【監査役候補者とした理由】 法曹界における豊富な経験と幅広い知見を当行の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、近藤氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
３．長谷川信義氏及び近藤堯夫氏は、社外監査役候補者であります。
４．監査役との責任限定契約について
本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と長谷川信義氏及び近藤堯夫氏の間で、会社法第427条第１項及び当行定款第37条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
また、第２号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として、当行と中村哲人氏の間で、会社法第427条第１項及び当行定款第37条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
５．本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、長谷川信義氏及び近藤堯夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
６．中村哲人氏は、現在当行の取締役であり、本株主総会終結の時をもって取締役を退任する予定であります。また、平成28年６月24日開催予定の名古屋ビジネスサービス株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社取締役社長を退任する予定であります。

以　上

株式会社　名古屋銀行

株主総会開催場所ご案内略図



会　場

名古屋市中区錦三丁目19番17号
当行本店９階ホール
電話　＜052＞951－5911（大代表）
　　＜052＞962－5981（経営企画部－ダイヤルイン）

最寄駅

地下鉄栄駅（１番出入口）徒歩５分

名古屋銀行
Bank of NAGOYA

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK